

沿岸広域振興局長告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年12月23日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100082	有限会社かまいしケア ・サービス	かまいしケア・サービス 指定訪問介護事業所	釜石市鶴住居町第12地割 38番地22	令和7年12月31日

2 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900209	南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	南部屋産業株式会社NB S 福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小槌第21 地割61番地1	令和7年12月31日

3 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900209	南部屋産業株式会社NB S福祉サービス普及会	南部屋産業株式会社NB S 福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小槌第21 地割61番地1	令和7年12月31日